

令和元年第3回（定例）須恵町議会会議録（第2日）

令和元年9月9日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和元年9月9日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	児 玉 求
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都市整備課長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管理担当課長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社会教育課長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。早いところによりますと、きのうから各行政区におきましては、敬老会祝賀会等が行われていますけども、議員はもとより執行部の皆さんも大変お疲れでございますけども、地域の皆さんとの懇親を深めていただきたいと思いますと思っております。

これから、本日の会議を開きます。

会議を開きます前に、一般質問は皆さん御存知のとおり1時間となっております。そして質問は3回になっておりますので、そこら辺を十分確認の上、質問をしていただきたいと思います。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。

14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。当初本会議におきまして、町長のほうから女性消防隊の設立のお話がありまして、大変うれしく思っております。今後ますます女性の活躍が期待されるところでございますので、職員だけではなく、今後、町民の方にも入っていただけるよう、またよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして3歳未満の待機児童解消についてお尋ねをいたします。

子育てと仕事の両立は、働きながら子育てをしている保護者にとって大きな問題です。本町は女性の就業率が県平均よりも高く、また子育て中の女性の就業意識も高いことから、子育てへの男性の積極的な参加や多様な保育ニーズへの対応を通じて、働きながらも安心して子育てできる環境を充実させていく必要があります。

待機児童については、平成28年度に100人を超え、全国町村で上位となり、施設整備が喫緊の課題となり、厚労省から保育園等に対する受け皿が不足しているとの指摘を受けました。

その後、民営施設明道館が設立、平成30年度の開園により待機児童が減少した経緯があります。

8月7日の資料では、須恵町の人口は2万8,678人で、0歳から5歳の人口が1,827人です。0歳から5歳の入所児童数は999人で入所割合は55%となっており、今後も人口の増加が予想されています。

そのような中、既に0歳、1歳、2歳児において待機児童が発生していますが、園児数は各園とも超過の状況にあります。

9月1日現在、0歳児が23人、1歳児が21人、2歳児が4人の合計48人の待機が出ている状況にあります。

また、保育士不足によりアザレア幼児園の0歳児1クラス6人と、1歳児1クラス12人の2クラスが開園できないため、計18人の受け入れができていないという状況にあります。

今後の保育士不足に対する対応についてお聞きします。

保育無償化による財政面、保育士不足、保育の質の向上、特色のある保育などを念頭に、現在、民営化の検討委員会ができ、検討中ではありますが民営化により待機の解消はどの程度進むと予想されていますか。

新制度において、国は3歳未満児の保育をふやすため、地域型保育を新設し家庭的保育、小規模保育所、事業所内保育、居宅訪問型保育の四つを新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0歳から2歳児を対象とする事業をふやして保育の場を確保するとしています。

現在、須恵町には届出保育所が2カ所、企業主導型保育所が1カ所、託児所2カ所、居宅訪問1カ所の認可外保育所があります。

須恵町では、待機児童支援事業として、認可保育所を待機したまま届出保育所を利用している方に、経済的負担軽減の目的で届出保育所保育料の一部を補助しています。

待機されている方々は、それらの保育所に預けている方、自宅で保育されている方、他町の保育所に預けている方などいると思いますが、認可外の保育所にどれぐらいの方が預けられていますか。私のわかる範囲での資料はタブレットに載せていますが、待機されている方の状況についてお尋ねをいたします。

認可は市町村が行うことになっていますが、須恵町には定員6人から19人の小規模保育所での認可はまだありません。志免町では小規模認可保育所で3歳未満の待機児童の解消を行っています。3歳以降の受け入れ先の問題などもありますが、小規模保育所が認可の申請をされ基準を満たせば認可されるのでしょうか。

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども子育て支援の中核的な役割を担う教育保育施設です。一方で、小規模保育施設等の地域型保育施設事業は、供給が不足しがちな3歳未満の保育を地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。

この両者が相互に補充することによって、教育、保育の量の確保と質の充実が図られると考えます。

そこで、3歳以降の幼稚園、保育園、認定こども園で、切れ目なく適切に教育、保育が受けられるための配慮が必要です。そのため、教育保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ることが必要です。情報共有、連携支援はできていますか。

子ども子育て支援事業計画において、施策、子育て支援員の研修実施に向けた検討とあります。子育て支援員の活用については、どのようにお考えでしょうか。

また、計画の中には待機児童解消のため教育保育サービス事業者の参入促進とありますが、今

後どのようにして待機児童の解消を行っていくのかお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さんおはようございます。今村副議長の今回の質問の趣旨に対して非常に悩んでいます。これ全部に対してここでお答えするのがいいのかどうか。なぜかという、もう議員さんには御説明しているし、3月議会でも6月議会でも言ったように、要するに当時の幼稚園・保育所一元化審議会において、もう公営じゃ無理だと、全ての園においてやはり民営化が正しいんだという建議書が出されたわけですね。

それに対して、前任の町長はやりますと、ただ、今、諸般の事情、6町の合併の問題もあって、その後の処理、そういったことがあって、それが終わった後に民営化を進めますという話を、確か前の町長がやったと思います。

今現在、御存じのとおり、国のほうはこういう方々に0歳児から3歳児まで無料にすると書いていますけど、それは国が制度として法律としてつくただけであって、財政措置というのはないわけですから、公立の保育所、幼稚園については来年度から須恵町が全額負担しないといけない、そういった最中、その情報が入ったから去年の12月議会でも若干申し上げて、3月議会には全員協議会の中で私が手を上げさせてもらって、もうその時期が来ていると、民営化の委員会つくって協議してもらえませんかということで、保護者の方々も入っていただいて民営化の問題を片づけてもらおうと、これは議会に御承認いただいた一つの組織です。

この組織にお願いしているのは、ただ民営化するという意味ではなくて、その建議書に書かれている内容、要は経営の問題もあるし、子ども教育課で今現在その問題を扱っていますけども、要するにもう職員で対応できる話ではなくなってきていると、専門家にやっぱり任せるべきだと、財政面は我々が持っているわけですけども、やはりこれというのはいろんな情報網があったり横の連絡網も持っているわけで、そういったことを使ってもらいたい、その中で待機児童も解決したいし、ここに掲げてある中身についても検討してもらいたいと、ここで私がこれに対して答えると、それはもう町長がやるって言ったとなるわけですよ。そうすると、せっかくお願いしてつくった委員会を無視して私がここで答えるようになります。

それは、議会軽視にもつながる関係上、非常に、私、今回の質問というのはお答えにくいということです。そのことを御理解ください。だから、特に副議長はこの問題、当時からいろいろ入っていらっしゃって、中身がわかっていてあえてなさっていると思うんですよ。ですから、私のメッセージとしてここに書かれてあることを1項目ずつ私が答えようと思ったら答えられます。

でも、委員長まで決めて、その件も含めた上で、だから民営化がいいんだという結論をもらって、それに対してこの問題に対して私が答えていくというのが議会に対する正しい姿じゃないかなと思うんです。ですから、1項目ずつ答えろと言うなら答えますけど、それをやることによっ

てその委員会に対して、私の発言が影響を与えるわけですよ。それは避けるべきじゃないかなと思っています。

ですから、今回は申しわけないけども1問目に対する私の答弁は、これ一つずつお答えするのは今回はちょっと時期尚早だと、中身は持っています、私自身もどうやればいいのかですね、でもそれは委員会、議会にもお願いした委員会に対して委ねていることですから、その結果を待つて議会のほうにその結果をいただいて建議をいただいて、それに対してこの6項目についてその時点で私の町長報告でお答えさせてもらうということではいけないでしょうか。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 私も前回の質問で民営化をすべきであるとの発言をいたしました。現実的に、今、民営化の検討を審議会のほうでやっているということは、もう十分わかっておりまして、答えにくいだろうなということもわかった上での質問でございますが、3歳未満、アザレア幼児園におきまして今18人が受け入れができていないということで、民営化すれば確実にそれは解消するのかなということは思っております。

ただ、現実には今3歳未満のお子さんが、待機が48人出ているということでございますが、これは国に対して出している数字でございまして、タブレット上に私のほうが出している資料がございまして、それでいけば幼稚園にどうしても入れなくて幼稚園を利用している3歳、4歳、5歳児が8名いらっしゃるということではございますが、特定の園を希望されている方が非常に多くて76名、それから育休を延長されている方、これは入れないので延長されている方が多いと思うんですけど、それが17名、それから休職を申請して休職をされていない方が14名、それから企業主導型保育所を利用されている方が24名ということで、実質、待機であってこの報告からは外されている方たちが、0歳児から2歳時まで170人、実際、待機がいるわけです。事実上の待機は。

その中から企業主導型保育所を利用している方24名を引いても146名、それから特定の園を希望されている方が69人ということで、それを引いても現実的に77人の方が困っている状況にあるということでございます。そういうこと等もありまして今回も質問いたしました。

特に、企業主導型保育所ナサの森ができて、今、森井薬局のほうに一つ企業型ができていようございまして。その点でも解消するのかなということを思っておりますし、一部、企業主導型が小規模保育所をつくりたいという方が1事業者いらっしゃいますので、その件でちょっと私も早々と質問をさせていただいたわけでございます。

それと、今回この計画書が27年3月で、5年ごとの見直しということでもうすぐ見直しの時期がきているということで、町長のほうから言われましたように、今、非常に難しい時期ではあ

と思っています。ぜひ検討委員会の中で、今後、検討していく中で3歳児までの子どもさんのこと、大変、困っているということで早急な検討をお願いして、これからの方向性を決めていただきたいなと思っていますのでよろしく願いいたします。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。

今回は、老人保護措置事業の見直しはと題し、通告に従い質問いたします。

初めに申し上げたいことがあります。皆様のお手元に私の通告書と資料があると思います。通告書でございます。歯切れよく書いていますが、私、提出前の段階で手元に10年分の資料を持っていましたので、その情報をもとに一般質問の原案を作成いたしました。

そこで、表とグラフの入った資料をごらんください。

実は、通告後に調査を拡大しまして16年分の資料に当たってみたところ、印象が顕著に変化しました。お手元の資料が新しいものです。ごらんのとおり措置費が一貫して減り続けたわけではなく、一度ふえてから減ったことが一目瞭然でございます。

本通告は、現状分析において予断による見解で出され、表現として不適当な部分を含むことになってしまいました。私としては痛恨の念でございます。町長を初め、執行部の皆様にはお詫び申し上げますとともに、議長並びに議会同僚の諸兄姉にも不手際を反省する次第でございます。その上で、老人保護措置事業については大事な福祉事業でもございますので、町民の利益にかなうことを信じ質問させていただきます。

質問に戻ります。

今回は、高齢者福祉についてのものですが、それは一面、人が老いたときにどこに住むかという話になってまいります。私にも父がおりまして町外の福祉施設に入居しています。それでも家族は大変です。どこに住まおうとも誰しも直面する現実です。今回の質問についても遠い話とは思えないものがあります。

措置費は、身寄りがなく経済面や身体面、環境などにさまざまな事情を持つ高齢者を養護老人ホームにて養護し自立を図るための支出と書きました。

法的には、老人福祉法第11条に市町村は必要に応じて次の措置をとらなければならないとされているところの措置を行うための扶助費です。なお、この第11条は第1項第1号から第3号まであり、該当の場合、市町村は措置を行わなければならないとの義務規定になっています。その第1項第1号は、養護老人ホームへ入所措置する規定、同第2号は特養へ入所措置させるための規定、同第3号は養護受託者に委託する規定でございます。

養護老人ホームは須恵町にはありませんが、近くには太宰府市、篠栗町、新宮町にあります。制度の目的として、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行う措置施設と老人福祉法で定義されています。

過去の高齢者福祉は、2000年の介護保険法の成立までは措置事業であり、税金を財源としていました。介護保険法が画期的だったのは、行政からの措置で行っていた介護を利用者と施設の契約によるサービスとし、その間に行政がかかわることでそのサービスの実行を担保したことです。ただ、この改革の中で、法11条の老人保護措置事業の仕組みは変わらずに残ってきました。介護保険制度になじまないということだろうと思われます。

変化があったのは、平成17年度の小泉政権下の三位一体改革においてです。国と地方公共団体に関する行財政システムの三つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しを掲げた改革によって、それまで国庫2分の1、都道府県4分の1の補助が入っていたものが改革の名のもとに全額市町村の負担となりました。これより一般の交付金の中に算定額が上積みされて支給されることになり現在に至ります。

ところで、三位一体改革により措置費の全額を負担することになった市町村が、保護措置をとるべき高齢者を国の補助率が高い生活保護に誘導することで、財政の支出を抑える措置控えと言われる減少が全国で多発していると言われています。もちろん措置控えを認める自治体は皆無ですし、措置控えを判定する機関もないわけですから、一部の関係者やマスコミから出た都市伝説なのかもしれません。

介護保険制度が定着したこと、生活保護も過去最高額を更新し続けていることが措置の減少について合理的な説明ができる余地も多分にあると思われます。

しかしながら、措置控えを強く意識せざるを得ないような事案も全国各地で発生しています。昨年、平成30年1月に札幌で起きた、ソーシャルハイム火災では11人の犠牲者を出しました。その入居16人中、生活保護受給者が13人でした。ほかにも高齢者や障がい者が多数犠牲となった無届け施設、アパート等での火災は平成29年、同27年、同23年、同21年と立て続けに起こっていて、計41人の方が亡くなっています。

また、平成27年5月には、市営住宅立ち退きを迫られ自殺に至った事案、同26年には県営住宅明け渡しの日無理心中を図った事案なども、生活困窮と住まいをめぐる中で発生したと言えます。いずれも背景に措置控えを指摘する研究、報道がなされているものでございます。

これらは、ある意味、極端な事例で須恵町を同列に置いて考えているわけではありません。痛ましくはありますが、全国的な動きは置いて須恵町のことを考えてまいりたいと思います。通告書にも記しましたが、措置費は財政面から見ると過大になることは避けたい費目でしょうし、財

政第一の思考に傾くと措置控えを起こす懸念もある、バランスが問われる。ただ、平成21年以前の数字をあわせて見ると、一概に措置控えとは言えないと思われます。逆に平成21年以降だけのグラフを見ると、私自身が思ったのですが、これはやっているなど疑いを起こすのも無理がない傾向と言えるのではないのでしょうか。

ここで質問の要旨に沿って伺います。この10年の老人保護措置費が減り続けています。資料にも提示していますが、措置費は平成21年度までふえ続け、その後は逆に減る一方です。

10年前の平成21年度を基準にすると、平成29年度は37.5%でなり、先週の特別委員会で審査した平成30年度決算では558万円、10年間で約23%にまで減少しています。社会の高齢化、複雑化、多様化を考えると、老人保護措置に該当する人がこの10年で減少の一途をたどるのはいささか不自然と思われます。

この傾向と額は、須恵町にとって適正と言えるものか、私としては端的に言って、もっと多いほうが自然ではないかと、どこかで措置に該当する人を漏らしているのではないかという懸念を持つものですがいかがでしょうか。平成21年以降の措置減少の要因について、また須恵町の福祉政策として措置費を減少させてきた要素があるものかどうか伺います。

養護老人ホームの入所を希望する人の数と希望を受けた際の対応の基準、いわば希望者に与える説明やその後の決定への流れについて伺います。

須恵町における年度ごとの措置数、並びに年度ごとの新たに措置された人数はどれほどでしょうか。

また、国会等の政府見解、平成26年度の参議院内閣委員会での質疑の政府答弁です。そこでは措置の増額分は交付税に反映し財源措置される、入所措置すべき方の把握、措置が確実に行われることが必要とのことですが、須恵町の職員は措置制度を十分に理解し適正に対応できているのでしょうか。

これについての指摘があります。財団法人日本総研の研究レポートですが、介護保険の施行に伴い特別養護老人ホームが措置から契約施設となったこともあり、措置制度を熟知している自治体職員が減少しているとのこと。現場の理解がないことには最初に受付することすらできなくなり記録にも残らなくなってしまう。

福祉の多くが行政措置から契約による保険制度へ移行し、他方には生活保護制度があるにもかかわらず、老人保護措置がいまだ残っているのは、同制度を残さないと対応できない人たちがいることを想定しているからと言えます。

長く生きて高齢となり養護を必要とする人たちは、それぞれに多様な状況になっているでしょう。取り巻く家族等まで考慮に入れるとさらに複雑な人間模様です。国もこのような事態に応えることを繰り返し、福祉制度も複雑、多様になった結果が現在の諸制度と言えます。

老人保護措置事業は法定された制度で該当する高齢者が必要とするものです。一人一人に寄り添い、その現状に見合ったサービスを提供すべきと思います。町長の御見解を伺います。

最後に、これが今回の一般質問をさせていただく私としては最も強い動機になった要素です。さきに全国で発生した悲劇的な事案を述べましたが、措置を必要とする人、つまり養護老人ホームに入所することが必要とされる人が措置されないことは、行政として意図をせずとも人権問題につながる懸念があると考えられるのではないのでしょうか。町長の御見解を伺います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問ずつにお答えする前に、今の質問の中でさも当町がそういったことをやっているように聞こえますけども、当町はそういった恣意的なことは一切やっておりません。それと今の質問の中身で、要するにそれらしきことをおっしゃいましたけども、事実をもし確認なさっているのであれば、その事実を言ってください。そうしないと、だろーうに対して私はだろーうで答えるわけにはいきませんので、済みません。

1問ずつお答えさせていただきますけども、質問の要旨の1番と2番については現状と要因についてはということですからまとめてお答えしますけども、令和元年8月現在、当町の措置人数は2名です。減少傾向にはあります。確かに当町でも高齢化や核家族化が進んでおりますけども、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア会議、あるいはいろんな組織との連携を図っておりまして、高齢者の虐待を未然に防ぎ、介護保険制度の導入により同制度の利用に移行しています。

平成24年度から、町全体で地域包括支援センターを運営しておりますが、構成メンバーは役場の職員だけではなくて、当町にある福祉法人、より専門の職員を派遣していただき、広いレベルで高齢者の相談事業等のケアを続けています。

また、民生委員による高齢者の見守り事業等で高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めた結果、減っているんじゃないかなと思います。何度も言いますが、議員御指摘されるように行政が意図的にそれをやらせるとか、財政問題でどうのこうの、そんなことをやる町ではありませんので、そのことは申し添えます。

3番目の質問の、養護老人ホームの入所を希望する人の人数についてということなんですけども、令和元年8月現在では該当者はいらっしゃいません。対応の基準は措置になり得る要件が発生した場合に、即座に状況確認を行い緊急性がある場合については高齢者一時保護制度を活用しながら養護老人ホームに一時的に入所させ、ケア会議でどうやるかという検討をしております。

4番目の年度ごとの措置数でございますけども、新規の措置は平成22年度を最後に、御指摘のとおり新規はございません。平成27年度が6名、28年、29年度5名、30年度が3名、本年度は2名、ですから今現在2名しかいらっしゃらないということです。

措置制度を職員が十分に理解しているかと、これは理解していないとできませんよ。

特に須恵町の場合は、質問内容については、私が課長になってから20年以上になりますけども、やっぱり弱者と言われる人たちに対して手を差し伸べない行政なんてあっちゃだめだと思っております。ですから、この件に関しては私が町長になってからも逐一報告させておりますし、それぞれの担当部署だけではなくて、ケア会議の中で専門家を交えて最も適切と思われるパターンを準備できるように職員が指示しておりますので、もっともっと勉強させてこの問題に取り組むようにはしていきたいなと思っております。

6番目の、老人保護措置がいまだに残っているのは同制度での対応ができない人たちを想定していると、もうこれは全くそのとおりです。法というのは一つの法律をつくったから全てが管理するわけではなくて、やはり新しい制度をつくったら、その中にも不備が出てくるんですよね、それはいろんなもの、先ほどおっしゃった保護関係ですよね、生活保護も含めていろんな制度を組み合わせながら、やはりその人にとって一番いい形を提供するのが我々の役目と思っておりますので、時々やっぱり本人が思われたことと、意に沿わない形になる場合もあるかもしれませんが、それは法的なルールの中でやっていることですからどうしようもないということです。それでも一生懸命、職員が考えてやっているという状況でございます。

7番目の、必要とする人が措置されていないことは意図されずとも人権問題につながる懸念があると考えられる。これは全くそのとおりです。私自身もそう思っております。ですから、職員に対しては担当課長を通じ、あるいは社会福祉協議会のほうに、今、委託をどんどんふやしていますけども、行政職員は1人で多くのことを抱えてしまいますから、社会福祉協議会というのは、いわゆる専門家グループなんです、そこに財政投資あるいは人的な支援をやりながら拡充をやっていく、ですから今回、当初本会議のときの町長報告の中でもこのケアセンターを社会福祉協議会に移すというのは、いろんな形で迅速に動ける体制をつくったと御理解いただけたらいいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上君。

○議員（11番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。厳しいお話もいただいたわけですが、町長の見解のほとんどが私と一致するということで安堵しているところでございます。

私としては、措置が必要とされる人は措置すべきであると思いこの質問に至りました。事实は、私が直接その場にいたわけじゃありませんが、いたわけじゃないから聞いた話ということになります。

昨年、平成30年5月2日の窓口のことでございます。養護措置の相談に来た来庁者に、須恵

町は措置はやっていませんと説明した職員がいたそうでございます。余り深く詮索はしておりません。時間帯、性別、どのような方だったかということも伺いましたがここで述べる必要はないと思います。

結局、このときの希望者は生活保護にも介護にも該当せず庁舎を後にしました。周りの人たちの助けで、たまたま空きがあった自立準備ホームへ入所したそうです。しかし半年しか入居できないそうです。退所した後、その後の行き先は個人情報の壁があるのでわかりませんということでございます。

今の町長の御答弁からは、この話は御存じではないのだろーと思います。こういうことがあったそうです。こういったことを踏まえての本日の質問でございます。ただ、私も申し上げにくいですが、そういう町ではないということは私も重々承知していたわけでございますから、この話を聞いたときは私もそれなりのショックを負って聞いたわけです。須恵町はそんな町ではありませんと私も言いました、しかしながら、そういうふうにおっしゃるなら私も勉強不足でございますので、ちゃんと勉強した上で聞いてみましょうということでこういう形になったわけでございます。

私としては、もう聞きたいことはさっきの町長の最初の答弁で尽きておりますので、これ以上の答弁は必要ございませんが、もし何かございますようでしたら一言願えたらと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今の御指摘ですけれども、私のほうに報告はあっておりません。もし現にそういうことがあるのであれば、担当課長に昨年の５月関係で、その事実確認をやります。厳重に注意します。

以上です。

○議員（１１番 田ノ上 真） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ７番、児玉求君。

○議員（７番 児玉 求） おはようございます。共産党の児玉求です。ただいまより一般質問をいたします。

表題は、安心して住める須恵町にするにはであります。

本町の人口は２万８,７２６人、月平均２１.４人の人口増であります。２７年度で人口に占める高齢化率は２６％であります。４人に１人の方は６５歳以上の方です。

コミュニティバスは、乳幼児、小学生、６５歳以上、障害者手帳のある方は無料となっております。中学生以上は１路線１００円です。これから高齢化が進んでまいります。また、７５歳から８５歳までの方々に、本年４月より免許を自主返納された方には毎年度４万円相当のＩＣ乗車

券を支給することとなりました。コミュニティバスを利用される方がふえてくると思われます。それには使い勝手のよいバス路線、便数が求められます。

また、健康寿命延伸のために大いに外に出て運動をしていただいて、佐谷にあります若杉の森運動公園等に設置されている健康遊具をふやし、町民誰もが利用しやすい身近な公園、公民館、学校に増設すべきではないでしょうか。これが表題であります。

質問 1、コミュニティバス運行の評価、町民から、乳幼児、小学生、65 歳以上、障がい者の方の無料化についての評価はありますか。

2 番目に、バス停から遠い、利用しにくい、バスの路線や便数をふやしてほしいという要望を聞かれたことはありますか。

3 番、コミュニティバス料金減免証の周知は十分にできているか。

4 番、これからの高齢化に向けて、バス路線、便数、スーパーや商店、病院、銀行など使いやすいものにすべきだが、今後どのように考えておられるか。

5 番、健康寿命延伸のためのトレーニング施設など、施設の必要性について前回質問がありましたが、その後の進捗状況はどうでしょうか。

6 番、現在ある若杉の森運動公園、JA やすらぎ会館横の歩道に設置してあります健康遊具をふやすことと、新しくできる旅石地区多目的公園、これは仮称ですが、または身近な公園、公民館、学校に増設してはどうですかという質問内容でございます。

以上、見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） コミュニティバスの運行については、確か私、町長報告の中で免許証返納のときに 1 番から 4 番に該当するような内容については御説明申し上げていたんじゃないかなと思います。要するに免許証を返納した中で佐谷地区の一部とか上須恵の皿山地区とか、植木の日間地区とか、確かになお不便になって、車をお返しになるとですね

。ですから、地域公共交通活性化協議会を開催して路線の見直しをやる、さっきおっしゃったスーパーとかいろんな場所、なるべく近いところにおいでるように、今現在、地域公共交通活性化協議会を開催して、今、事務局のほうで準備はしております。

新たに、大きなバスじゃなかなか入りませんので、これが可能なのかも含めて、10 人乗り程度のステップがついたワゴンが導入できるのかも検討させております。ただ、これが地域公共交通活性化協議会ですから、西鉄のバスなんですね、JR さん、要するにそれで生業をなさっている企業がいらっしゃいますので、その営業目的をなかなか侵害する方向では、今度は逆に西鉄バスの便数が減ってしまうとかいろいろありますので、今現在その調整に入っております。

細かい話の中で、1問目の65歳以上のバス料金減免、これは非常に好評でございまして、今現在バスの中でも提示しておりますし、またこれからも町の広報等でやっていきたいかなと思っております。

2番目の、便数、路線をふやしたらどうかということについては、先ほど言った内容で今検討させております。

減免証の周知は十分できているかということですが、これもあらゆる機会をつかまえて、シニアクラブとかいろんなところで御説明もしておりますし、今後これも広報のほうで、また再度やっていきたいかなと思っております。

4番目の、スーパーとかそのあたりにということは、先ほど言った部分に該当しますので割愛させていただきます。

それと、健康寿命延伸のためのトレーニング施設など施設の必要性について、これは確かに平成27年の9月ですよ、一般質問があつて前任の町長がやらないということをおっしゃったと思うんですけど、なぜ須恵町にそういった専門施設がいないか、これは粕屋の町長さんと冗談話をやっていたんですけど、ありがとうございます、須恵町のためにプールからスポーツジムからつくってもらってありがとうございますと言ったら、にこにこ笑ってありました。

今、要するに相互乗り入れで、各町ともそこを町民だけしか使えないとか、そういったことをやっておりませんので、まして議員が議員になられるよりも早く前に、アクション福岡と須恵町は契約をやっておりまして、安く利用できるようにやっておりますので、新たな財政投資をやって、須恵町の中にその施設がないといけないという考え方ではなくて、いろんなところを利用してもらいながら、それに対する要するに減免じゃないですけど、ちょっと軽減措置とかですね、そういった話を進めてこういうのをやっているということ。ですから、改めての設備投資はどうかなということで、前回の町長がお答えになったんだろうと思います。私もその意見に賛同しておりますので、この辺については今のところつくるつもりはございません。

それと、運動器具を設置してはということなんですけども、身近な公園の運動器具は各行政区から撤去してくれと言われている状況です。児童公園とかにいろんな器具をつけますよね、遊具とか、それについては要するにやるけども管理はその行政区なんですよ、ルールとして、そうすると管理ができないということで、全町的にある公園とか児童公園に遊具とか、それとかこういう健康器具を置くのはどうかなということで、今のところ私も置くつもりはございません。

ただし、今回つくっている多目的公園については、先ほど御指摘になりましたJAやすらぎ会館横の遊歩道と動線がちょうどつながりますから、今度、多目的公園には周りに遊歩道をつくってきちんと健康器具が入るようにしました。ということで、設計の中に入れるようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 使いやすいコミュニティバスのために提案でございます。今2台運行の始発時間、これを1時間早めてはどうかというふうに思っております。西鉄の佐谷の始発が6時9分、7時6分、9時、10時1分というふうになっているんですね。現在、福祉センターの始発が佐谷上須恵線が8時15分、2台目の新原川子が8時20分というふうな時刻になっているんです。そうしまして、これはどういうことかと言いますと、須恵中央駅の乗り入れも非常によくなる、今、須恵中央駅では1便の佐谷上須恵線が7時15分から46分に来ますと、須恵中央駅に7時55分で非常に便利がよくなると、新原のほうも7時20分が7時40分になるとやはり須恵中央駅7時55分、非常に便利性がよくなるということがあるんですね。

やはり、今8時10分と8時20分が始発なんですが、僕、これを利用していただくというのは、やっぱり高齢者の方たちを含めて、そういう方です、朝も早く起きられる方もおられるんですね、だから朝の時間を1時間早めるということです、これを提案いたします。

それともう一つ、2番目にバス停をふやすと、このバス停の距離は500メートル以内が望ましいと思っております。例えば、町長も言いましたが、佐谷線ではまた別に佐谷と宇美線の境界への高台があると、あっちのほうにも一つ、これは甲植木、第二小周辺ですね、また甲植木下と東中学校の間ですね、上須恵だけど、上須恵口バス停から古宮井堰の中間と言いますか、これは例です、こういうところがあったら、あとほかの路線図を見ましたらありますので、バス停をやっぱりふやすと、1時間始発が早くなればバス停をふやしても稼働できるというふうに思っております。

そうしまして、あとは先ほどおっしゃいました協議会のメンバーですね、区長を初め、警察署、JRですね、バスの方がおられるんだけど、今20行政区の中で毎日利用されている当事者、こういう方も入っていただいたらどうかと、組合長の推薦でもいいですけど、やはり利用されている方の話を聞くと、当事者の話を聞くということで、協議会に1行政区あたり一人の当事者を入れられたらどうかということを提案したいと思います。（「通告にはないですよね」の声あり）その協議会のメンバーというのはないですけど、ちょっとお答えいただきたい。それと、健康遊具ですね、区の管理ができないということですが、やはりそれは何らかの対応でいけるんじゃないかと思うんですね。その健康遊具というのは大人が利用することを目的とした遊具で、ちょっと出してもらえませんか、資料をちょっと付けていますので、ちょっと出してください。見てわかると思うんですけど、若杉の森運動公園のほうにも少しあります、下のほうちょっとあります、私はやはり皆さん、私たちを含めていわゆる健康寿命を延ばすためにはやっぱり外に出て、そして運動なりをするということですね、それがやっぱり必要じゃないかなというふうに思っ

います。今度の旅石の多目的公園のほうでは考えておられるということですけど、ぜひそれはお願いしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、それは先ほど1回目の質問でしたから2問目の考えているのかという。

○議員（7番 児玉 求） ですから、2問目のことでお答えください。言いましょうか。始発の時間を。

○議長（松山 力弥） それはもうわかりました。2問目をお願いします。先ほど、西鉄のときにも説明したから、そこら辺も含めてちょっとそこを。平松町長。

○町長（平松 秀一） 時間等については、これをどうしますかと言われても通告になかった内容ですから、入っていないので今ここで答えできる内容ではございません。ですから、後日、担当のほうから調べさせて、それが可能なのかどうかは議員のほうにお知らせします。

○議員（7番 児玉 求） バス停もふやしますか。

○町長（平松 秀一） それも含めて先ほどお答えしていると思いますので、地域公共交通活性化協議会を経た後、事務局のほうでどういったルートにするか、それと10人乗りのステップワゴンの問題をどうするかというふうに、今、協議させておりますので、バス停を置くことも、ここでふやすというのは私が明言できないということですね。それを経て、はっきり決まれば3月の町長報告に間に合えばしたいなと思います。

それと、利用者を委員にということでございますけども、一応、区長さん方が代表で入っていらっしゃると思いますので、その方々が要するに民意を反映なさるという形で捉えております。だから、仮にその利用者を選ぶってなってもどうやって選べばいいんでしょうかね。だから、そういうことでやっぱり区長会の代表であったりとか、議員の代表であったりとか、代表者を入れてあるんですよね、その方々の御意見をいただいているということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、今度は3問目だから全部これで言ってくださいね。質問がある分は。

○議員（7番 児玉 求） はい。町長のお話で協議会で決めるということですが、ぜひこの始発を1時間早めるということは考慮していただければと、どういうことかと言いますと、2台で5路線をずっと回ってるわけですけど、1時間、始発がふえれば、バス停がふえて、町民の方がちょっと遠いと、例えば、佐谷にしましても非常に高いところにお住まいの方もいるし、また甲植木なんかでも500メートル以上というところも時間が早くなれば、1時間ですからね、だから何駅かふやすことができるというふうに思います。

それと、協議会の資料の中で国の補助の件があったんですが、バスを所有していないというこ

とで該当しないというようではありますが、バスを町が所有した場合で、その国からの補助が比較してどうかと、そういう件については、これはちょっと通告していないんですが、どうなんだろうかと、だから、いわゆるバスの便をふやす、10名前後のワゴンと申されましたが、やはり使い勝手のいいというコミュニティバスということなんですよ。そして国から補助が出るという分については、町で所有するなりして検討していくという形をお願いしたいと思います。

あと、今、私が申し上げていますが、このコミュニティバスの利用にしましても、健康寿命延伸にしましても、これは私がいつも言っています、国保の問題です。（「同じ内容を」の声あり）

○議長（松山 力弥） ちょっと待って、聞いてみないとわからない。

○議員（7番 児玉 求） 今、その説明します。青洲会クリニックの辛先生がおっしゃっているのは、まるっきり寝たきり予防法と。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、質問をお願いします。あなたの評論はいいですから、意見はいいですから、町長に対しての通告分に対しての質問をお願いします。今、あなたが言っているのは、ほとんど町長は答えていますので、それと違うものを質問をお願いします。今は通告に関する部分の質問をお願いします。

○議員（7番 児玉 求） 健康遊具については、遊具は対応できないということで、撤去を言われているということでございます。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、あなたが一般質問の通告をしたものは町長は全部答えたんです。それに附属してほかに何か要望をさっきから言っていますけど、質問をお願いします。これ最後になりますのでまとめてお願いします。次はありませんので。

○議員（7番 児玉 求） 先ほども私が申しましたように、コミュニティバスを町民が使いやすいようにやっていただきたいということでございます。

○議長（松山 力弥） それは活性化協議会で、今、来年の3月に町長報告でできれば幸いだと町長は答弁しました。それでよろしいですか。町長答弁ありますか。

○町長（平松 秀一） ないです。

○議長（松山 力弥） これで、児玉議員の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います但御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時07分休憩

午前10時18分再開

○議長（松山 力弥） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 6番、川口です。通告に従いまして質問をいたします。

犯罪防止対策、町民を見守るため防犯カメラを設置することについてお伺いいたします。

町民が安全で安心して暮らせる地域づくりをするため、町内において防犯カメラの設置が必要と考えます。防犯カメラが犯罪や事故の抑止力として、子どもたち、高齢者を見守る手段になるのではないのでしょうか。

町内各小中学校、アザレアホールなどに監視カメラの設置はありますが、公園、駅周辺、また役場などの公共施設には設置されていません。

防犯カメラは犯罪の捜査、検挙に大きな成果を上げています。子どもたち、高齢者を含め、町民が安心して生活するためにも防犯カメラの設置についての町長の御見解をお伺いします。

粕屋町では痛ましい犯罪があり、防犯カメラの設置を検討されています。もちろん防犯カメラが犯罪や事故を防ぐものではありませんが、現在、多くの地域には防犯カメラが設置されています。また、須恵町民によっては防犯のためカメラあるいはライトを独自に設置している家もあります。防犯カメラを運動公園、皿山公園、JR各駅周辺、役場、図書館等の公共施設に設置する場合のメリット・デメリットをどのようにお考えでしょうか。

次に、福岡県と糟屋郡内4町に防犯カメラの設置に関する調査を行い、資料1から資料4までの報告をしております。

まず、資料3で、福岡県は性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金の制度を平成28年より行っております。これの補助対策経費を含め内容を精査する必要がありますが、この事業の利用を検討されるお考えはありませんでしょうか。

次に、糟屋郡4町の調査として資料1、資料2を提出していますが、その中で、宇美町役場は自動販売機の売り上げの一部を防犯カメラ設置の費用に充てる事業を行い、町民参加型のシステムとして取り組んでおられます。この事業の取り組みへのお考えはありませんでしょうか。町長の御見解をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えします。

警察等の関係機関と連携・協議し設置を検討していきたいなと思っております。近年、防犯カメラは犯罪の捜査等大きな成果を上げて、その必要性は誰もが認めているところでございまして、

先日の会議においても、冒頭、粕屋警察署長が、粕屋町で発生した強盗殺人事件の早期検挙に関して、現在の捜査は防犯カメラなしでは成り立たないということもおっしゃっています。自治体としても犯人検挙はもちろんですけれども、事件を未然に防ぐ観点からも、設置はこれから考えていきたいなと考えています。

3つの質問事項についてですけれども、メリット・デメリットはということですが、これ設置して、デメリットというのは、設置費の費用と管理費ぐらいで、メリットのほうがあるのかなと思っております。

2番目の性犯罪防止関係のカメラ補助金制度ですけれども、これ設置するとなると、要するに過去の性犯罪が発生したか発生していなかったかどうか、そういった状況把握をやった上で、危険な箇所について補助金を出す。これちょっとその調査もやらんといかんのです。それをやると、要するにプライバシーの問題とかいろんな問題が発生しますので、この性犯罪防止対策防犯カメラの設置補助金は、どうなのかなと思います。もしそういった危険箇所があるのであれば、通常の防犯カメラで、結局一緒ですから、対応したほうが、事例が発生した部分についての調査をやるというのはちょっと波風が立ちますので、これはどうなのかなと思っています。

ただ、警察とは協議してみたいなと思いますけれども、担当がそういったことを確認したところ、そういった返答だったと、警察のほうで。だから、なかなか難しいのかな。

3番目の自動販売機の売り上げの一部を、これ実は話を進めていたんです。ところが、なかなか向こうがおっしゃるとおりのバラ色の話ではなくて、要するに今現在設置なさっている企業の方々にある程度負担を強いるというようなことで、ちょっとお困りになっているかなということで、直接そのメーカー側とも今話を進めておりまして、できれば、できるところから防犯カメラの設置型の自販機というんですか、契約の更新のときに随時やっていけば、メーカーとお話ができるのかなと思っております。今現在、あるメーカーさんとはその話を進めておりますので、この防犯カメラについては、急ぎでという話にはならないと思いますけれども、防犯を担当しております総務課のほうである程度企画させて、徐々にクリアしていけたらと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 今、町長のお話の中で、ウエイトが大きいというふうなことは話されておりますし、前向きに検討していくというふうなことでの話でございました。

先ほども町長言われました、一遍に全てのことができるわけではないでしょうし、一度にはできないのであるでしょうから、優先順位を決めて、そして設置に関しては恐らく粕屋署とどういう形でどこにつけるということの検証も必要であるとは思いますが。その中で優先順位ということになりますと、町民が多く利用する役場、あるいは子ども達も利用する図書館、こういった公共

施設のほう、予算を組んで早目に設置されてはいかがかなと思います。それが細かいことになるとなかなかでしょうけれども、いつごろからできるのかなということでお話を伺いたい。

それと、先ほど県のことで、実際性犯罪があったというふうなことを事例に防犯カメラというふうになんと言われましたが、私が聞いた中では、もちろんそういうことが前提なんですけれども、前提というか、そういうことなんですけれども、例えば暗闇であるとか、今のところはそういう犯罪は起きていないけれども、今後起きる可能性があるようなところに関しての、もちろんこれは調査があつてのことでしょうけれども、そういうところも対象になるということでありましたので、この辺は、いま一度ちょっと聞いていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

資料の中にも出していましたけれども、年に1回の募集ということでやっております。ことは1回終わっているということでしたので、次はもうそろそろ始まるのかなと思うんですけども、来年に向けてそういうことで進めていただきたいと思います。

特に、さっき暗闇と言いましたけれども、例えば公園に隣接する公民館であるとか、集会所、こういうところも、場所によっては非常に暗く、昔たまり場になったというようなこともちょっと耳にはしておりますが、こういうところをこの制度を利用して、各区に提案をされるということとはなさっていただけますでしょうか。

今のちょっと2点を、済みませんけれどもお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほどの答弁の中で言いましたように、この件に関しては担当課の総務課を通じて設定箇所とかそういったことを含めたうえで包含的に検討していくという意味でお答えしたつもりでございますので、1問、2問一緒でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほども今お話しされた中で、自販機に関しては現場の方での話を進めていかれるものと思います。これ、現状の使われている自動販売機でも、夏ということで利用されているものもあると思います。私先ほど、町民参加型と言いましたけれども、自動販売機に、この自動販売機、資料に出しておりますけれども、使うと、これはこういうことに利用されていますというふうなことが表示されています。そういった告知も徐々に広げてされるのであればしていただきたいというふうな思いを持っております。これが必要だというのは、防犯カメラが必要だというふうなことは皆さん認知されていると思います。

導入することによって、先ほど費用面というふうなことも言われておりました。私は、この費用以上に得られる効果は大きいと思います。費用対効果として。つまり、町民の安全・安心の地域づくりには成果を大きく上げると考えられます。ですので、ぜひ実行していただきたいという

思いを伝えて、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 1 番、白水春夫君。

○議員（1 番 白水 春夫） 1 番議員、白水です。通告に従いまして質問させていただきます。

自転車損害賠償保険加入義務の促進をについて質問します。

昨今、高齢者の自動車事故が多発しています。車は走る凶器とも言われ、事故になれば自動車保険で賠償します。自転車にも同じように保険がありますが、義務化されておらず、未加入者が多い現状です。自転車ドライブの事故は、年々ふえています。その大きな事故が2008年にあった、神戸市で歩行者の女性が小学生の乗った自転車に衝突されて転倒し、意識不明との重体。この事故で、神戸地裁は、2013年に、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じました。事故を起こした小学生の保護者は、補償する保険に入っておらず、後に自己破産をしなくてはならない事例がありました。

国土交通省は、自転車事故による損害賠償制度のあり方を協議する検討会を設置し、当面は全国の自治体による条例制定をサポートしていく方針を決めました。国も、保険加入を義務づける条例制定を後押ししています。

参考資料は添付しておりますので、参考にして見てもらってください。

それでは、現在、町としては、自転車保険の加入促進についての対策はされていますか。

また、自転車に対する保険義務化は自治体に委ねられていますが、須恵町はどのように考えていますか。

義務化している自治体の中には、損保会社と連携し、安価な年間980円の保険料で最大1億円の補償をする保険を販売しているところもあります。先々義務化となれば、町民が加入しやすい体制を期待します。

では、町長の御見解をお伺いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしたいと思いますけれども、この質問を受けて私の感じたことは、要するに、保険制度の普及啓発をやることによって保険が充実すると。これ加害者側です。要するに、事故を起こさないような普及啓発活動をやった上で、こういう保険があるんですよということであれば、私は、それは町も積極的にやっていいと思うんですけど、ただ単に保険制度等を町が充実させて、極端なことを言ったらですね、議員さん、皆さん、全員賛成で、須恵町で自転車買われた人には、要するに保険掛けにゃいかんという条例、町が。そういった部分も可能なんだろうなと思いますけど、それをやることによってマナーが変わるのか。どうかな、これは。要するに、保険を掛けて補償をもらっても、大けがなされた人とか、先ほどおっしゃら

れたように亡くなられた方々、戻ってこないわけです。だから、今回の質問をいただいて、私が物すごく思うのはそのことであって、要するに被害者目線じゃない。加害者が、要はそういった事件、事故が起きたときに、その補償金でそれを賄う。逆にこれ人権無視したような形の中身になりかねん。余りにも町が動きすぎるとですね。ですから、1問目の促進の加入対策、これやっています。いろんなところの説明会とか、全部、入ったほうがいいですよということは、交通安全の大会とかいろんなところでやっていますし、それは町の広報を通じて今後も、まちづくり課を通して、町報を通じて言いたいなと思いますけれども。

要するに、2問目の義務化については、自治体に委ねられていますよと。これは先ほど言ったことです。それを議会のほうで、議員提案でもなんでもいいんですけれども、そういった形で、こういうを出されたときに、皆さん慎重審議やって、そういったことをやることは可能です。でも、その根本的な理念は、要するに事故を起こす人を守るんじゃなくて、けがをなされた人とか死亡なされた人たちがそんな不幸な目に遭わないように、万一のときのために掛けるということであればいいと思うんです。だから、私その辺がちょっと、今回の御質問を受けて、直接、白水議員の出された中身、お話ししたわけじゃないんですけれども、私はちょっと違うんじゃないかなという気がします。

その点も踏まえて、総務課の交通安全とまちづくり課の広報、合わせてこの保険制度というのはないよりあったほうがいいに決まっています。それをやっていきますけれども、もっとやらなければならないことは交通安全、総務課の方。

で、自転車のキャンペーンなりなんなり計画させて、ことしだめなら来年度に向かって広報活動もさせた上で、こういった保険もありますよというのであれば、私は町が動く意義というのがあるけれど、ただ単に、きょう申されたように、9,800万円という一家離散された。じゃ、なくなった方はその保険金もらってそれで幸せなのかということです。だから、まずやっぱりその理念をきちんと、当議会と我々が共通理解した上でこの質問の中のことに対しては、きちんと順番を踏んでやったほうがいいと思いますので、やらないとは言いませんけれども、それはあくまでも補完的な事業として保険加入を促進するんであって、通行していらっしゃる方々とかそういった方々を守るためにそういったことをやるんだということで、そのあたりについては総務課の交通安全を通してきちんと協議をやって、まずそちらのほうをきちっとやった上で、交通マナーをきちんと守ってもらう、自転車は。そのほうが大事だろうと思いますので、今回、3つ質問されたことに対しては、やらないとは言いませんけれども、まずやらなければならないことは、保険加入ではなくて、その前の自転車の交通マナーをきちんと守らせる。その普及啓発活動、特に小学生、中学生からぼんぼん飛ばしますから、それで事故が起きたときこうなるよ。といった教育をきちんとした上での話だと思いますので、これには取り組んでまいりたいと思いま

す。

○議長（松山 力弥） 白水君。

○議員（1番 白水 春夫） おっしゃったとおり先々の用心ではありませんが、国の条例制定の答申が間違いなく全国に広がりつつありますので、特に、先ほど言われましたように、未成年がよく利用する自転車ですので、そのような変化があった場合は、適切な対応をお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 9番議員、三角栄重でございます。最初に断っておきますけど、資料は用意しておりません。というのは、十分皆さん御存じのとおりで、みそ工場は御存じでしょうから、改めて資料をつける必要はなかろうと思っていましたので、用意しておりません。

昨今、みそ工場の建設がささやかれておりまして、施設を見学したときも、非常に老朽化しまして、改修、改修、改修で、そういうみそ事業を展開されております。

それで、ここではっきり言えることは、みそ工場そのものは月のうちの10日前後しか稼働しておりません。ここでちょっと聞きたいわけですけど、今後もうこういうみそづくりを続けるかどうかはまず1点でございます。

それから、新規の工場を建てるのかということです。私自身は、そこにはみそ工場を建てるならば多額の支出が予想されております。例えば、みそ工場を建てるだけで恐らく3億円以上の工場建設費がかかるだろうと思います。それから、自然食普及センターの年間の赤字が、1,000万円程度の赤字が毎年出てるんです。これは二十数年続けられたわけですけど、今後もまだ続けていかれるのかという、その2点です。

それから、みそ工場の中で問題点になっていることは、例えば20キログラム以上の荷物を持つ場合はシルバー人材から人を派遣して新たにそこに置かないかんとなっています。今度、新規工場を建てるとなると、フォークリフトとかなんとかのやつを使って荷物を運ぶような状態になっていくだろうし、工場敷地も物すごく広がるだろうということを懸念しております。

顧みるとですね健康事業としてみそを使つての健康づくりが須恵町でも、吉松町長、中嶋町長が続けてこられたわけですけど、この目的は十分にもう果たしたんじゃないかなというふうに私は考えております。須恵町が女性の平均寿命が全国で8位とか9位とかいう長寿の町になっておりまして、健康的な町として成り立っているんだろうというふうに今現在思っております。

早い話が、今後もこの事業を続けるとなると、毎年1,000万円以上の赤字が確実にあります。工場建設で恐らく3億円以上の金が必要です。町長がスエノバで説明されたと思いますけど、各町の組合方式の中で、クリーンパーク、北筑昇華苑、粕屋南部消防組合、筑後川水道企業団、

海水淡水化事業、し尿処理施設、介護保険、国民健康保険、後期高齢者、これらの拠出金が年間5億円出ます。それは、町長はこのスエノバで説明された5年間で町の預金としてはゼロになるという形でスエノバ結成があったわけです。

こういう赤字の金のなくなる状態の中で、こういうみそ工場を続けられるかどうかというのが第1の問題です。

私の質問としては、今後もみそ製造・販売を続けるのかということと、続ける場合、老朽化に伴い改修もしくは建てかえが必要と思うが、実行するのかということです。

それから、年間1,000万円程度の赤字をどうするのか。

私個人としては、もしこのみそ工場を町長が提出されれば私は反対をします。今質問事項としての町長の見解をお聞きしたいということで、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それこそ、今回質問をいただいた中で、平成17年に私が健康福祉課長になって中身を計算した。その中で、要するにみそというのが平成17年時点でも赤字が出ていると。そのことについてどうやっていくのかということで、当時の執行部と協議したのをきのうのように思い出します。

きょう傍聴の方々もいらっしゃいますので思い出していただきたいのは、昭和54年に、田原利信町長がチャンピオンスポーツじゃなくて、町民の健康に目を向けようということで健康課をつくられて、新しいタイプの健康事業を推進しようという中で、その当時の初代の課長であった吉松昭幸町長が、食からの健康づくりをやるんだと。要するに玄米食と、有機農業、有機農業を含めた玄米食。それと、特産品とは当初言っていなかったんですけども、国産のものを使って、口に入れてもいい、きちんと熟成させたみそをつくろうと。というのが養生みその始まりでございます。

だから、当時の須恵町の健康づくりの理念をひとつ体現化しているのがこの養生みそであって、それからもう何年たつんですか、40年までいかないですけど、35年の歴史があるんです。

この養生みそというのは、町民の方々にも深く浸透しておりますし、近隣のリピーターの方々も多いと。制度上、町がやることによってその赤字が出ているという状況の中で、私自身、この問題というのは、ほんとにここ一、二年悩んでいることで、判断がつかないです。

なぜかという、その当時からこの町を支えてこられた方々がこの養生みそを一つのシンボリックな存在として、須恵町は健康づくりの町なんだという一つのシンボルである。その理念を私もよく理解できるし、ところが、先ほど議員がおっしゃったように、経営的な立場からいうと、これ年間1,000万円以上赤字が出ています、間違いなく。これは自然食普及センター、今は名前が変わりましたがけれども。健康食品を売っていますけど、それと合わせて大体1,100万円

ぐらいの赤字が出ている。当初の設備投資とか、今までの改修工事を合わせると、3億円は赤字が出ているんじゃないかと思います。

これからの状況ですけれども、もう限界に来ています、工場が。担当課長も悩ましいところでしようけれども、じゃ、これをどうやるんだといったときに、先ほどおっしゃったように、新しい施設をつくるとなると、昔はよかったんです。保健所の許可もすぐ降りていたんですけれども、食品衛生法が変わって、こういった菌を扱う工場です。非常にシビアになっていて、おっしゃったように無菌室状態でつくる。室の中は当然、熟成した菌がついているわけですから、雑菌がつかないような形でやっていく。そのやり方として、当時言われていた圧搾方式といって、一旦人が入って物など動かして行って、同じ経路には戻らない。最終的に別の出口から出ていくというような形で、要するに雑菌から守るというやり方の工場を建てるとなると、おっしゃったように3億円程度かかる。つくった工場で、じゃそのみそを売って黒字が出るのか。出ないです。間違いなくこれは。

そのことを考えると、町の経営に責任を持つ私とすれば、町民の皆さんにそういった赤字施設をわかっていて運営するというのは、どうかなという部分。それこそ、今まで須恵町の町民の方々も含めて、役場も一緒になりながら食生活改善推進協議会も含めて、一生懸命食からの健康づくりに取り組んできた伝統と文化があるんです。それを、私の一存でやめるとも言えない。ですから、今私の気持ちの中では、経営的にはやめたほうがいいというふうなことでは判断しております。

ただ、まちづくりという観点からいくと、やめていいのかどうかというのもこれ、私今悩んでいます。かといって、今稼働しているものがいつまで持つのかと考えると、次はつくれない、恐らく。つくることに対して議員さんのほうに、それらの収支計画とか建設費とかをお出しすると、議員各位は恐らく、そんなもん何でつくるんやということで終わってしまうんです。

ですから、この問題については私自身、非常に答えにくいというか、物すごく悩んでいて、この件については、議員各位と私とで熟議をこれからさせていただいて、慎重に町民の方々の御意見も聞いた上で、議員さんの御意見、そして町民の方々の御意見を聞いて、いや、赤字でもやったほうがいいという結論が出る可能性もあるわけです。そのときにやめる勇気が持てるかどうか。だから、私自身は新米の政治家として、ここで、いや、もう赤字が出ているからやめまうと言えない状況です。かといって、続けますともなかなか言えない状況でございますので、これは私からのお願いですけれども、この問題については、ほんとに須恵町の一つの大きなまちづくりの中で、活躍してもらったみそです。そこに携わった、恐らく今まででいうと何千人という方々が思いを一つにしながら須恵町の健康づくりをやってこられたわけですから、その方々の思い、そして新しく住まれた町民の方々にもきちんと説明をやった上で、これを特産化するのであれば黒

字になる方法を考える、でも恐らくならないですよ。町がやる限りは。ですから、そのあたりを含めて、真摯に議長さんのほうにお願いして、議会のほうと話し合いの場を設けていきたい。その上で町民の方々に、資料がそろい次第問いかけて、やめるかやめないのかという皆さんの判断を仰ぎたい。

逃げているようですが、私はやっぱり思いがあるんです、もともと役場の職員だったから。その当時の職員、今でも残っていますが、一生懸命やっていたんです。町民の方々と一緒に。その思いで養生みそというのが生まれて、須恵町の健康づくりというのが花開いて全国的に有名になった。食からの健康づくりの町だと。このまちづくりの思いというのはなかなか捨て切れないという部分もありますので、ぐだぐだ言っておりますけど、この件については、全てのことに
ついて保留させていただいて議長さんのほうに私も正式に申し入れしますので、議員さん方として、熟議をやった上で、できれば来年の3月ぐらいの町長報告で町民のアンケートをとろう
やとか、もしかすると、もうその時点で、今後、今稼働している機械が壊れたらもうやめると、
そういった結論をちょっとじっくり考えさせてもらえればと思っておりますので、よろしくお
願いします。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 今町長の答弁を聞いて、非常に納得したんですけど、期間が余り長
くなったら、だらだらなったら、またそれがぶり返して、みそはいいじゃないか、赤字がこれく
らいあってもいいじゃないかってなるような気がしますので、僕は短期間に結論を出して、やめ
てもらいたい。

以上です。私の考えです。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） 2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 2番議員、男澤一夫でございます。質問する前に、7月28日に行
われました糟屋郡民スポーツ大会について一言申し上げさせていただきます。

須恵町選手団は、団体の部で15組中7組優勝。個人の部で4名の方が優勝と酷暑の厳しい条
件の中、すばらしい成績を残されています。ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

また、相撲競技におきましても、対戦相手が体格のいい新宮町で、けがを恐れず鋭い視線で頭
からぶつかっていく一生懸命な姿を拝見し、頼もしく思いました。敗れはしたものの準優勝され
ています。改めてスポーツのすばらしさを実感しました。ありがとうございます。今後の相撲部
のさらなる発展と活躍をご祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1問目、公共施設の老朽化対策はということと、2問目、須恵町多目的公園（仮称）整備工事

の進捗状況はということで、2問の質問をさせていただきます。

公共施設の老朽化対策はということで、現在、小学校、中学校は改修工事により安心・安全な環境が整っています。しかし、町民の運動施設であるスポーツ公園のテニスコートは老朽化が激しく、試合に支障がないように、バックライン付近の人工芝は改修されているものの、フェンス付近は側溝のふたがさびて折れた状態やふたがない箇所もあります。かなり危険な状態のまま放置されていますので、利用者の事故が心配されます。

施設の修繕や改修には優先順位があると思いますが、早急に対応すべき事案と考えます。

まず1点目、いつからこの状態でしょうかということ。

2点目、修繕計画は立てておられるでしょうか。

3点目、須恵町公共施設等総合管理計画に基づく改修等の計画はありますか。

4点目に、その他のスポーツ施設の管理状況はということでお尋ねします。

こちらにつきましては、資料としまして写真を添付しておりますので、御参照ください。

2問目ということで、須恵町多目的公園（仮称）整備工事の進捗状況はということで、山の神グラウンドの代替場所として計画されている多目的公園（仮称）について、整備工事の進捗状況が気になっています。児童から高齢者まで幅広い年齢の方が利用でき、楽しく過ごせる公園になればと思います。

整備される公園内では、犬の散歩を可能とするドッグランを併設することで、犬を通じてコミュニケーションが形成され、にぎわいのある公園になるのではないのでしょうか。

ということで、質問としましては、公園完成の目標設定は。

2点目、公園用途はどのような検討を経て決定されるのか。

3点目、ドッグラン設置をということで、以上をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問目についてでございますけれども、テニスコートの側溝関係については、いつからこのような状態なのか、5年前からです。なぜ今までそれを放置していたのかということをこれ認知しておって放置はしている状態じゃなかったです。というのが、私その当時、副町長をやってしまして、教育長から副町長をやって、ちょうどその過渡期に大体そういうふうなものが出てきたということなんですけれども、それに対して教育委員会の施設予算にかなり多くの大規模改修とかそういったものに使われていた。ですから、社会教育に関する軽微な部分については、それが一段落するまでは予算はつけないという形で、大きな形の部分につけていた。それは大体終わったんです。今回、質問をもらう前に社会教育課の来年度予算で計上しようということで、もう私のほうから命令しておりますので、この問題は来年度解決します。

総合計画に伴う改修計画等、これは当然須恵町公共施設等総合整備管理計画、基本計画です。

今後の須恵町の長期的な公共施設のあり方や、効率的な、効果的な維持管理運営等について、基本的な方向性、方針を示す資料として、平成28年に策定しております。

基本方針においては、町内施設7施設、あおば会館、スポーツ公園、健康広場、西幼稚園、武道場、運動公園、そして旅石広場です。これらについては、スポーツを通じて町民あるいは町外住民の交流の場として位置づけて、必要な機能を確保していくとしています。

各施設の具体的な整備、維持管理の計画につきましては、個別に計画を策定することになっておりまして、このテニスコートについては、当面は周りの側溝をやると。最終的に大きな部分が終わった段階で中の人工芝ですか——をやっ払いこうという考えで計画をしています。

大規模改修など公共施設、特に社会教育施設も含めて、教育施設自体が老朽化が進んでおりますので、慎重に進めながら、特にあおば会館と西体育館の問題でちょっと頭を抱えておりますので、そのあたりも含めた上で今後策定、財政計画も含めてやっていきたいと考えております。

それでは、多目的公園の整備の進捗状況はということなんですけれども、公園完成については令和3年3月末の完成を目指しております。工事施行に関しては、別途業務委託を行い、工期については詳細に打ち合わせをしている段階です。

打ち合わせ次第では、ひょっとすると構造物の関係から令和3年の4月以降になる可能性も出てくるのかなと思っております。

公園用途はどのような検討を経て決定されるのかということなんですけれども、これはもう議員が御指摘のとおり、山の神健康グラウンド代替施設として、7行政区、第3小学校区の方々を含めて、広くグラウンドゴルフで利用なさっていたグラウンドですから、あくまでもグラウンドゴルフに関してはきちんとやるんだということで、あとは付带的にはソフトボール場、これはナイター設備はつけません。でやるようにしております。要するに、今現在、学校施設を使いながらソフトボールをなさったり、あるいは地域のソフトボール大会などいろんな場面で昼間使ってもらうソフトボール場で計画しているという状況でございます。

運営方法としては、社会体育施設として若杉の森運動公園のような形で管理人を置かないとちょっと難しいかなということで、きちんと管理していくようにしております。

最後に御質問いただいた、ドッグランの設置をこの広場でということなんですけれども、これはちょっと難しい。なぜかという、須恵町の役場の中には犬に詳しい人間もいませんし、ペットとしては。ドッグランになると、これは専門のインストラクターを置いておかないと、要するに外飼いの大型犬・小型犬、室内飼いの大型犬・小型犬、そういったものを全部受け入れるとすとなかなかちょっと、行政サイドでドッグランの施設を運営するというのは難しいし、この運動公園、多目的公園の初期の目的から離れますので、ドッグランについては御容赦願いたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 御丁寧なお答え、ありがとうございました。

公共施設に関しましては、納得いたしました。ありがとうございます。

また、この多目的公園についてなんですが、ドッグランができませんので、内容についても理解できました。

ただ、最近私も散歩とかしている中で、かなり犬を連れて散歩とかしてある方が見られるので、そういう場所があればと思ひまして御提案した次第でございます。

また、ナイターがないということなんですが、昼間、親子連れの小さいお子様とかが来て、お弁当を持って遊びに来れるような、来たときに例えば2時間、3時間楽しめるような、そのような公園に最終的にはなればいいなと思っているんです。

確かに、先ほど前任者の質問で、遊具等も提供、維持管理が大変だということもお伺いしましたが、私たちの子どもの時と比べまして遊具施設もかなり少なくなっています。その関係上、どうしても体力の低下とかも現在問題となっているところでございますので、そういう面からも、子どもたちが楽しく遊べるような遊具とかも設置してもらいたいのかなと思ひまして、その辺を含めて今後検討していただきたいなと思ひます。

私としましては、きょうの質問はこれで終わります。有意義な時間をいただきましてありがとうございました。終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時20分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、9月13日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時07分散会
